

札幌市子ども・子育て支援事業計画の改定案について

1 目標年度について

事業計画期間内に必要な供給量を「令和5年4月まで」に確保することとしていたが、保育ニーズ再推計の結果、不足する区分の供給量確保策の検討が必要になったことから、事業計画最終年度である「令和7年4月まで」に変更する。

2 供給量の確保の方策について

既存施設の活用等、現行の基本的な考え方に変更はないが、事業類型ごとの供給量確保の考え方について再整理を行う。

(1) 認定こども園について

想定される保育ニーズに対して必要な供給量が確保されている地域においても、保育所及び幼稚園から認定こども園への移行を認めることから、移行時の利用定員設定について、1～3号それぞれの利用定員の設定が適切になされるよう考え方を明示する。

現行計画	中間見直し
(規定なし)	既に1号の保育ニーズに対する供給量が十分に確保されていることから、新たに1号定員を設ける場合は、必要最低限の設定とします。また、新たに2、3号定員を設ける場合においても、地域の保育ニーズを踏まえ、定員を適切に設定するものとします。

(2) 地域型保育事業について

- 小規模保育事業については、B型及びC型の事業所は市内には存在しないこと及び現行事業計画期間内において、新規整備の予定はないことから、小規模保育事業の確保方策に関する記載を削除する。

現行計画	中間見直し
地域型保育事業のうち小規模保育事業については、保育の質の確保(保育従事者に占める保育士の割合に関する基準)の観点からA型を確保方策とします。	(削除)

- 事業所内保育事業については、保育ニーズに対する供給量確保が進んで来たことや、小規模保育事業所の新規整備を行わない方針及び企業主導型保育事業の新規募集の停止等を踏まえ、地域枠だけではなく、従業員枠の定員設定の妥当性や必要性、継続性等を含め、設置の必要性を総合的に判断する。

現行計画	中間見直し
地域型保育事業のうち事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置するという事業の性格を踏まえ、地域枠の定員の適正な設定を含め個別に設置の判断を行います。	事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置するという事業の性格がある一方、保育ニーズに対する供給量が充足しつつある現状を踏まえ、地域枠及び従業員枠の定員設定の妥当性や必要性、継続性等を総合的に勘案し、個別に設置の判断を行います。

3 教育・保育に関する需給計画のポイント

中間見直し後の保育ニーズ量と供給量確保の見込み等を踏まえ、今後の整備方針について整理する。

現行計画	中間見直し
<p>札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度(2024年度)末(令和7年(2025年)4月)のニーズ量と計画初年度である令和2年度(2020年度)の供給量を比較した場合、3～5歳の区別の不足の合計は 2,613 人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して必要な供給量を確保するため、「供給確保の方策」で記載した手法により、必要な供給量を確保することとしています。</p> <p>また、3号に関しても、一部の区において不足(447 人)が生じていることから、幼稚園の認定こども園への移行や保育所等の増改築において新たに設定する3号の利用定員により確保を図るほか、小規模保育の新規整備等により、必要な供給量を確保することとしています。</p>	<p>計画最終年度である令和6年度(2024年度)末(令和7年(2025年)4月)のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度(2023年度)の供給量を比較した場合、札幌市全域で見ると、保育ニーズに対する供給量は満たされています。一方で、一部の区においては供給量が不足している年齢区分があることから、「供給量の確保の方策」に記載した手法等により、必要な供給量を確保することとします。</p> <p>なお、地域ごとの需給状況を再確認した上で、区全体の需給状況に関わらず、保育施設の設置が真に必要と判断される場合は、整備を検討します。また、より安全で安心な保育環境を確保する観点から、老朽化した保育施設の更新についても適切に対応します。</p>